

平成 22 年度 第 1 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 22 年 5 月 11 日（火）午後 6 時 00 分～7 時 00 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
矢吹徹雄副会長
斯波悦久委員
植松美由紀委員
村上岑子委員

[諮問課] 財政部納税課長 高野省輝
同課納税担当主査 飛鳥謙一

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹
同課情報推進担当主事 江口貴之

傍聴者 0 名

議 題

【諮問】

債権回収対策事業における滞納者情報の利用について

【報告】

平成 21 年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問の説明資料
- ・ 平成 21 年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告書

○第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。それでは、開会の時間となりましたのでたいまより、平成 22 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。平成 22 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会という事で、諮問案件が 1 件と報告が 1 件と聞いております。また、効率良く審議を進めて参りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、財政部納税課所管の「債権回収対策事業における滞納者情報の利用について」の諮問 1 件のご審議をいただきます。また、報告事項といたしまして平成 21 年度における石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況の報告を私からいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】市長が所用のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

川又総務部長諮問書を朗読（諮問 1 件）

（諮問 1 件目）

石納税第 214 号

平成 22 年 5 月 11 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

債権回収対策事業における滞納者情報の利用について（諮問）

本市では、これまでも市税をはじめ保育料、市営住宅使用料、学校給食費などの税外収入の確保や、収納率の向上に努めているところでありますが、この度負担の公平性の観点から、各税外収入における滞納繰越分などの徴収強化を図ることとして、各税外収入担当所管が適切に徴収（債権回収）に取り組めるよう、指導・助言、支援する組織を設置し、債権回収対策に積極的に取り組むこととしております。

この債権回収に当りましては、各税外収入担当所管が保有する滞納者情報の収集及び提供が欠かせないところであり、石狩市個人情報保護条例第 8 条第 3 項第 7 号及び同条例第 10 条第 1 項第 5 号の適用についてご審議して頂きたい、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

(1) 取扱う税外収入(債権)

介護保険料 保育料 下水道使用料 水道使用料 市営住宅使用料
学校給食費

市税及び国保税で保有する滞納者情報も利用

(2) 収集・提供の対象となる滞納者情報の項目

氏名	住所	性別	生年月日	電話番号	勤務先住所
勤務先名	家族構成	賦課情報	未納情報	納付情報	
交渉経過	処分状況	所有資産情報			

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「債権回収対策事業における滞納者情報の利用について」の諮問書の写しと資料、「平成 21 年度石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況報告書」、以上、ございますでしょうか。

次に、諮問案件の内容と資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問 について、財政部納税課よりご説明いたします。次に、報告 について、私よりご説明いたします。

○議 事

【向田会長】それでは、諮問 ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より諮問 の内容を説明して下さい。

【高野課長】納税課長の高野と申します。それでは私から債権回収対策事業における滞

納者情報の利用につきまして説明させていただきます。

本市では、これまで、市税及び国保税のほか、保育料・介護保険料などの税外債権についても積極的に収納率の向上を図るため、石狩市市税等収納対策推進本部を設置し、それぞれ所管からの収納率向上対策の報告を受け、さらなる検討を行ってきたところで

す。

また、その中で、下部組織として、平成 20 年 1 月に「市税等収納組織検討委員会」を発足し、債権回収の強化を図るための組織について検討を行っており、その結果、「債権回収対策担当」を財政部に設置することを昨年 12 月に市税等収納対策推進本部において決定しております。

この債権回収対策担当の役割としては、税外債権を所管する各担当課が適切に債権を回収できるよう指導・助言を行い、各所管課と共同で債権回収業務に当たるものです。税外債権の担当所管においては、これまで担当者に専門的知識を有しているものがいなかったなどの理由により、必ずしも、効率的に滞納整理をすすめているとは言えないことから、債権回収対策担当を設置し、各担当所管と共同で債権回収業務を行うことで、各担当所管にノウハウの蓄積を図ることができると考えるものです。

それでは、資料の「債権回収対策事業について」をご覧くださいと存じます。この資料は、債権回収対策事業の概要を述べたものです。

まず、項目 1 の事業の名称と内容についてですが、債権回収対策担当が行う事業名称、事業内容、担当職員の身分についてです。

事業名称は「債権回収対策事業」、事業の内容は、各所管課の回収困難事案を収集し、個別に回収方針を検討し、所管課に対して指導助言を行うとともに共同で滞納整理に当たることとしています。

債権回収対策担当職員の身分としては、市税及び国保税並びに対象とする税外債権の徴収権限を付与することとしています。

次に、項目 2 の取り扱う滞納者情報についてですが、各所管から債権回収対策担当が収集する滞納者情報は、(1)の ~ までの項目としています。

また、(2)の収集する債権の種類としては、別紙の一覧表にある「介護保険料」「保育料」「下水道使用料」「水道使用料」「市営住宅使用料」「学校給食費」を対象とすることにしています。また、取り扱う事案については、これら債権の全ての滞納情報を扱うのではなく、高額滞納案件などのあくまでも処理困難事案を扱うこととしています。

(3)の利用形態としては、各所管から提供を受けた事案を精査し、回収方針などを検討したのち、各所管と協議を行い、共同で回収に当たるということになります。このとき、重複する滞納者情報については、相互の情報を基に回収方針を検討するほか、回収に当たっても該当する各所管が連携して回収に当たるとを想定しております。

また、この時点で、納税課が保有している滞納者情報の利用も考えているところです。

次に、次ページの(4)事務のイメージですが、公債権担当所管及び私債権担当所管が

ら、高額滞納事案などを抽出し提出を受け、債権回収対策担当が事案を精査します。債権回収担当は、各債権において重複した事案があるかどうか、市税や国保税にも滞納があるかどうかを確認し滞納者毎の徴収方針の原案を作成のうえ、各所管と協議を行います。

市税や国保税に滞納がある場合は、納税課が保有する当該滞納者の滞納情報を利用し徴収方針を検討することとし、市税や国保税に滞納がない場合は、公債権担当所管に対しては、財産等の調査指導を行い、私債権担当所管において調査権がないものについては、他の権限を乱用して財産調査を行うことはできませんので、個別に徴収方針を検討することとなります。

その後、徴収方針に基づき、滞納者に対し催告や滞納処分、または支払督促といった法的措置をとる予定としております。

次に、次ページの項目 3、情報の共有についてであります。平成 19 年 3 月 27 日付け総務省自治税務局企画課長通知では、税と同様、自力執行権を持つ保育料などについては、根拠法令を同じとする質問検査権を有しているため一元的に財産情報を利用して差し支えないとされております。

このことから、市税、国保税、介護保険料、保育料、下水道使用料の徴収業務については、相互に情報を利用することができると考えておりますが、これに水道使用料、市営住宅使用料、学校給食費の業務を加え、債権回収業務を行うことについては法的根拠がないことから、貴審査会に意見を求めることとした次第であります。

なお、ここでの情報共有につきましては、各担当所管が自由に他の債権における滞納情報を利用できるということではなく、あくまでも、債権回収対策担当が収集した情報のうち、各所管における徴収事務に必要であると判断したものに限り、提供するものであります。

次に、項目 4 債権の回収方法であります。自力執行権を持つ、介護保険料、保育料、下水道使用料については、地方税法、国税徴収法の例による滞納処分を基本とし、自力執行権のない水道使用料、市営住宅使用料、学校給食費については、支払督促（少額訴訟）などの手続により裁判所に申立を行い、債権の回収を図ることとしています。

最後に、項目 5 の安全管理の確保についてであります。個人の滞納情報については、第三者に漏れてしまった場合に著しく利益を害することにつながることから、安全確保に細心の注意を払わなければならないことは言うまでもなく、これまでもそのように取り扱ってきておりますが、債権回収対策事業を実施する上では、あらためて以下の点について徹底を行うこととしております。

(1)として人的安全管理、

各所管課における滞納整理担当職員を明確にし、当該担当職員に限り、滞納者情報を取り扱うこととすること。

(2)として組織的安全管理

滞納者に係る情報は、当該事業において対象となる所管課が利用することに限定し、他

の課への提供を禁止すること。

(3)として物的安全管理

各所管課においては、債権回収対策担当から提供を受けた他の債権に係る個人情報は、滞納者が完納し必要がなくなった場合は、速やかに債権回収対策担当へ返却すること。返却を受けた個人情報は、当該個人情報の所管課へ返却することとするが、債権回収対策担当で保管すべき情報は、石狩市文書編集保存規定に基づき、5年保存した後に廃棄すること。

以上、債権回収対策事業の概要であります。この事業は、これまで、各債権担当所管がそれぞれ個別に滞納者への催告や徴収を行っていた業務を見直し、市として統一した方針で効率的な債権回収を行うとともに、各所管における滞納整理事務の専門的ノウハウの蓄積を目的として実施しようとするものであり、債権回収の強化が、負担の公平性を確保し、ひいては市民の損益を減少することにつながるものであると考えております。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

【向田会長】はい、ありがとうございます。ただいまの説明等つきまして質問あるいはご意見等がございましたらどうぞ。

【向田会長】滞納の状況はどうなっていますか。

【高野課長】平成20年度の税以外の数値でございますが、介護保険料は件数が651件、滞納金額が1,965万円、保育料は238件、2,000万2千円、市営住宅使用料は、34件、933万8千円、水道使用料は3,599件、1億2,929万4千円、下水道使用料は3,308件、6,850万7千円、学校給食費は916件、2,769万5千円、合計では8,746件、2億7,448万6千円でございます。

また、市税ですが平成20年度滞納繰越分の額は、6億3,397万5千円、国保税は9億6,047万1千円となっております。

【向田会長】実際に払えるものなのか、払えないものなのか分析をしているのですか。

【高野課長】個別のケースではさまざまになるかと思えます。

【向田会長】前回、給食費の件でも行いましたが、あの時は意図的に支払わないとのケースがかなりあったように記憶していますが。

【村上委員】先ほどの介護保険などは、何年も繰越したものののですか。

【高野課長】科目によって違いますが、介護保険料については、過去からの分も積み重なってきている分となります。また、各債権共通なのですが、5年の時効が成立したもののについては、不能欠損処理として落としてございます。

【植松委員】この滞納状況は、他の同規模の市と比べてどうなのですか。資料などはありますか。

【高野課長】今回資料は持参して来てはおりません。

【矢吹副会長】石狩市の年間予算はどれくらいですか。

【川又部長】300億円程度となります。また、先ほどの植松委員のご質問について、国

保税は間違いなく全道でトップクラスです。

【村上委員】水道使用料、下水道使用料は、ここ数年のうちに増えてきたものなのですか。

【高野課長】ここ数年、急に増えてきたものではないと聞いております。

【斯波委員】イメージ図に、財政部に債権回収対策担当を設置するとなっていて、債権回収の基本方針は債権回収対策担当が行い、実際に債権の回収は担当所管課が当ると読めますが、その際債権回収の段階で出てきた問題点など基本方針の修正などが起きた場合の指揮命令系統はどうなるのですか。

【高野課長】基本的には債権回収対策担当は、指導助言の範囲で行うことになり、方針案を提供する形になります。それを元に方針を決定するのが担当所管課であり、債権回収の進行管理は担当所管課で行うことになります。

【矢吹副会長】債権回収対策担当はいわゆるアドバイスをするだけで、もし、担当所管課が動かなかった場合はどうなるのですか。債権回収対策担当が自ら動いて回収するのではないということですよ。

【高野課長】今まで債権回収のノウハウのない担当所管課が新たな手続きを行うことになりますので、担当所管課と債権回収対策担当が一緒に行動をすることになります。

【向田会長】要するに今まで各担当所管課ごとに行っていたのを、例えばある特定の人物の債権が多数あるとなった時に債権回収対策担当が案件を掌握し各担当所管課に指導助言をして、回収のために一緒に行動をするというイメージでしょうか。

【高野課長】はい、そのとおりでございます。

【村上委員】関連してなのですが、以前収納対策本部ができていたということですが、更に債権回収対策担当を設置するということになりますが、この違いは何かということと、人員の規模はどのくらいになるのですか。

【高野課長】以前からある市税等収納対策本部は、市長を本部長としまして、債権の担当所管の主に部長職が本部員となった組織となりますが、それぞれの担当所管における、収納対策の内容の報告を受けたり、その年度の収納対策の方針の確認をする組織であります。

今回設置する債権回収対策担当は、あくまでも債権回収に関する実務的な部分を行う組織を立ち上げようとしております。また、債権回収対策担当の人員であります、今のところ、参事職1名、主査職2名を予定しております。

【村上委員】今回は担当者が3名で、市の中で、きっちと部署を作って担当者を配置するというので、以前はただ情報交換をするだけだったということですか。

【高野課長】収納対策報告や対策方針を確認する組織です。

【斯波委員】収集する債権の種類としては高額案件など、一定基準を定めるとなっていますが、ある程度債権の名寄せをするのか、それとも各担当所管課で決めた基準に基づいて行うのかどちらになりますか。

【高野課長】今考えておりますのは、各担当所管課にて債権の額の基準が違いますので、

各所管において債権における一定の基準を設けて、高額になっている部分ですとか、長期滞納になっている部分を抽出する予定です。

【向田会長】これまでに債権について、催告をして裁判所に差し押さえの請求をするなどあったのですか。

【高野課長】今までは、私債権の学校給食費については、裁判所に支払督促の申立をしたことがあります。

【村上委員】その学校給食費の申立をした結果はどうなったのでしょうか。

【高野課長】結果につきましては、その支払督促後支払に応じていると聞いております。

【矢吹副会長】今回の場合、たくさん滞納しているかなどの情報はあまり要らないです。債権の情報のうち一番知りたいのは財産の状況であると思います。支払督促の申立を裁判所に行っても、それを差し押さえられる物がどこにあるか、それが最大の問題で、これが債権回収対策担当できちっと情報を集めていて差し押さえ対象物件を押さえられるかが重要になってくると思います。説明資料の滞納個人情報 の所有資産情報が重要だと思います。

【植松委員】項目 5 番目の安全管理の確保の(3)の記載に「債権回収対策担当は返却を受けた個人情報を当該個人情報の所管課へ返却する」とその後の記載に「債権回収対策担当で保管すべき情報は」と記載されていますが、この違いは何ですか。

【高野課長】基本的に情報は、出元の担当所管課へ返却することとしておりますが、実際その実務を行っていく中で、例えば滞納者とトラブルになった事例などの処理顛末は債権回収対策担当で残さなければならないものと考えておりますので、そういったものにつきましては規定に則って文書を保存していくことになるかと思います。

【矢吹副会長】例えば私債権に係わるものに滞納があって、固定資産税に滞納がない場合、債権回収対策担当は固定資産税の所管課に所有資産情報を確認できるのですか。

【高野課長】その判断につきましては、納税課では分かるのですが、私債権の所管では調査権限がございませんので、そのことをするとすると調査権の乱用になると思われます。

【矢吹副会長】そこが問題だと思います。逆にそれをやらないと意味が無いのではないのですか。今の一番の問題点は、裁判所に支払督促の申立をして判決をもらっても、差し押さえのできる財産がわからない場合、只の紙切れになってしまうことだと思います。

【村上委員】例えば離婚裁判などで、夫の財産などの調査について弁護士さんはそういう調査権は持っていないのでしょうか。また、ここで言う所有資産情報とはどのようなものを言うのでしょうか。

【矢吹副会長】調査権は持ってはいないです。所有資産情報で一番大きいのは固定資産だと思います。

【斯波委員】あとは、給与の情報ではないでしょうか。その場合給与自体を押さえることに意義があるのではなく、給料を押さえるという意思表示をすることがテクニク的なものを含めて意義があると思います。

また、単純に私債権しかない場合は非常に苦しいものになると思います。ただ、市税関係の方々の持っている、話し方も含めてのノウハウや方針の指導などを受けることは、今までよりは、良くなると思います。

【向田会長】事務のイメージとしては、債権回収対策担当が財産等の調査をしたうえで、調整をして指導助言をするということになっていないですか。

【矢吹副会長】差し押さえる場合に押さえる対象を知るのが最大のポイントであって、それが判れば債権回収の効率は上がるのではないですか。

【高野課長】私債権だけ滞納がある場合、その調査をすることが調査権の乱用に当るものと考えております。

【矢吹副会長】強制的な調査をすることは調査権の乱用にあたり、そこは単純にノウハウを使うことしかできないのですが、固定資産税のように調査をしなくても市自体が情報を持っている場合、このシステムでは使えるのかどうか、使えなければあまり意味が無いと思うのですが、普通の所得税でも同じだと思いますが、これだけ収入があるとか給与があるとか判っている場合、あえて調査をしなくても市民税の方で把握しているということになればそれで差し押さえができるということ、その情報をこれで提供できるということになっていなければ意味がないだろうと思います。

【斯波委員】おそらく滞納されている方は、あれもこれもと滞納していると思われますが。

【矢吹副会長】そうだろうと思いますが、学校給食費は意図的な場合があり別物だと思います。

【向田会長】いまの話の中で項目5の(2)の組織的安全管理の記載と今の説明とでは、一方では名寄せをすることができるようになっていて、ここでは提供の禁止をうたっていることについて若干矛盾するのではないかと思います。

【高野課長】これは債権回収対策担当が集約をして、滞納整理の行動を移すときに情報を提供します。その提供された情報を各担当所管課は他の関係のない課には絶対に漏らさないという意味でございます。

【向田会長】その他いかがでしょうか。滞納が無いように行っていただきたいと思いますが、また、その為にはこのシステムがうまく動くよう考えていただきたいと思うのですが。

この審査会ではこのシステムそのものがだめだというものではないと考えますがいかがでしょうか。

【全委員】はい。

それでは、この諮問に対して答申をしたいと思います。

【全委員】はい。

財政部納税課担当職員退席

【向田会長】それでは、報告 について報告をお願いいたします

【椿原課長】私から報告事項として「平成 21 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況」の報告をいたします。

添付されております情報公開・個人情報保護制度の実施状況をご覧ください。

まずは情報公開制度でございますが、平成 21 年度は全体で 27 件このうち全部開示が 7 件、個人情報・事業活動情報等を伏せての一部開示が 17 件、該当文書が存在しない不存在が 3 件でございます。

つづきまして、個人情報保護制度でございますが、個人情報開示請求が全体で 1 件で該当文書が存在しない不存在でございます。

なお、その他で個人情報訂正請求が 1 件、異議申立てが 2 件、開示請求受理の拒否又は取り下げの取扱いをしたものが 3 件でございます。

実施機関別の件数としましては、公文書開示請求は市長部局が 18 件、教育委員会が 9 件で、個人情報開示請求は市長部局が 1 件でございます。

以上、平成 21 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況のご報告とさせていただきます。

【向田会長】ただいまの報告につきまして、何か質問等ございましたら、どうぞ。

【村上委員】個人情報の開示請求で、自分の情報が第 3 者に取得されていないかという内容の案件があったと思うのですが、これを不存在で答えている点についてですが。

【椿原課長】これは、自分の住民票を自分以外のものに閲覧若しくは住民票の写しを交付していないかどうかということを市民課に問い合わせをしている事案でございます。

この不存在という意味は、そういった事例がありませんでしたという結果でございます。

【村上委員】そういう事実がなかったということですか。

【椿原課長】本市の場合、住民票の写しを取得する場合、自動交付機にて取得する場合と窓口にて支所又は本庁で交付請求をして取得する場合がありますが、いずれもすべて調べた結果、取得された事実は無かったということでございます。

【村上委員】開示請求取り下げ関係なのですが、郵便による請求で個人情報の本人であることが確認できないためとあるのですが。

【椿原課長】これは、個人情報の開示請求におきましては、個人情報を開示する場合は非常に慎重に取扱いしなければならないことになっておりまして、本人確認をしっかり行わなければならないことになっております。郵送物でありますと本人がそういう請求がされているのか確認ができないものでありますので、窓口に来ていただいて本人に間違いなしと確認できてから、郵送だけではなく E メールですと本人を詐称するものも考えられますので、そういうことがないようなこのような取り扱いをしているところです。

【向田会長】その他何かありませんか。なければ報告事項をおわります。

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

○答 申

【答申】

平成22年5月11日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成22年5月11日付石納税第214号をもって諮問のありました、債権回収対策事業における滞納者情報の利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○その他

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】次回の審査会の日程ですが、今のところ7月ないし8月に予定しており、お集まりいただくことになろうかと思えます。その際はまた、日程の調整をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成22年5月21日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印